



諮問実施機関：滋賀県教育委員会

諮問 日：平成 20 年 9 月 9 日（諮問第 49 号）

答申 日：平成 22 年 3 月 31 日（答申第 46 号）

内 容：「平成 19 年度の子どもを支える人権のまちづくり促進事業補助金の対象地域と計画書、実績書、収支決算書等補助金の使途が分かる一切の書類」の公文書一部公開決定に対する審査請求

答 申

第 1 審査会の結論

滋賀県教育委員会教育長（以下「実施機関」という。）が、「平成 19 年度の子どもを支える人権のまちづくり促進事業補助金の対象地域と計画書、実績書、収支決算書等補助金の使途が分かる一切の書類」（以下「本件対象公文書」という。）および「地域改善対策修学奨励資金の償還業務等の目的で滋賀県が把握する同和地区の場所が分かる書類」（以下「同和地区の場所が分かる書類」という。）について、その一部を非公開とした部分のうち、別表に掲げる「審査会が公開すべきと判断した部分」は公開すべきである。

第 2 審査請求に至る経過

1 公文書公開請求

平成 20 年 5 月 16 日、審査請求人は、滋賀県情報公開条例（平成 12 年滋賀県条例第 113 号。以下「条例」という。）第 5 条第 1 項の規定に基づき、実施機関に対して、本件対象公文書および同和地区の場所が分かる書類について公文書公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

実施機関は、本件公開請求に係る公文書として、別紙のとおり公文書を特定した。

同年 6 月 2 日、実施機関は、本件対象公文書に記載されている「個人が特定できる情報」および「子どもを支える人権のまちづくり促進事業補助金の対象地域が特定できる情報」（以下「対象地域が特定できる情報」という。）が条例第 6 条第 1 号および第 6 号に該当するとして、また、同和地区の場所が分かる書類については不存在であるとして、公文書一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行った。

3 審査請求

同年 7 月 30 日、審査請求人は、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 5 条の規定に基づき、本件処分を不服として諮問実施機関に対して審査請求を行った。

第 3 審査請求の内容

審査請求人が審査請求書において述べている審査請求の内容は、次のように要約される。

なお、同和地区の場所が分かる書類については、審査請求の対象とはしていない。

1 審査請求の趣旨

本件処分のうち、子どもを支える人権のまちづくり促進事業補助金の対象地域が特定できる情報を公開しないとした処分の取消を求める。

平成 19 年度の子どもを支える人権のまちづくり促進事業補助金の対象地域と計画書、実績書、収支決算書等の内容をすべて公開することを求める。

2 審査請求の理由

(1) 条例第6条第1号該当性について

- ・「対象地域が特定できる情報」は、条例第6条第1号に該当しない。
- ・個人の権利利益が侵害されるということについて、審査請求人が実施機関に問い合わせたところでは、要綱により「困難を抱える児童生徒が多く、特別な配慮を必要とすると市町が認める地域」を対象としているため、そのような地域を公開すれば地域住民の権利利益が侵害されるという主旨の説明を口頭で受けた。
- ・しかし、現地の表札や学校の文集等で対象地域の子どもを特定できたとしても、その子が「困難を抱える児童生徒」であると思われるほどの実態がある地域が存在すると考えるのは合理的でない。また、一部公開された事業実績書の内容を見る限り、ほとんどの地域では要綱に記載されたとおりの実態があるとは考えにくい。
- ・要綱にある「困難を抱える児童生徒が多く、特別な配慮を要する」ということを拡大解釈して運用していることは明らかである。そのことを半ば承知の上で県が補助金を交付しているのであれば、対象地域を公開しない理由とするのは不公正であるように思われる。

(2) 条例第6条第6号該当性について

- ・本件文書のうち対象地域が特定できる情報が条例第6条第6号に該当する根拠がない。
- ・本件処分が条例第6条第6号のアからオのどれに該当するのかが説明されていないが、本件文書にかかる事業は監査、契約、取締り、交渉、調査研究、人事管理のいずれにも該当せず、地方公共団体や独立行政法人等が経営する企業が事業に関与していないので、本号の各要件には該当しない。

(3) その他

- ・本件事業については、実施機関から一般対策であるとの説明を受けたが、かつての同和教育と変わらないと思われる内容があり、事実上の同和対策事業の継続の疑いがあるので、同和地区や同和地区住民を対象として事業が行われているとすれば、一般対策といわれて説明責任の観点からは納得できるものではない。
- ・対象公文書から、かつての同和対策事業の対象地域、対象住民が明らかになるのであれば、不適切な事業運営によって情報公開に支障をきたしているとして行政不服審査法第40条第6項に基づく処分不当の裁決をするか、事業のあり方を改めるよう付帯意見を付けて欲しい。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、理由説明書および口頭説明で述べている内容は、次のように要約される。

1 本件対象公文書について

子どもを支える人権のまちづくり促進事業補助金事業は、「困難を抱える児童生徒が多く、特別な配慮を必要とすると市町が認める地域において、当該地域に設置する地域総合センター（教育集会所等）や公民館等の社会教育関連施設を核として、管内すべての子どもたちの確かな進路を切りひらくために必要な家庭の教育力の向上をめざす事業の実施に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金の交付」を行うものである。

また、この補助事業は、特別対策である同和対策事業を廃止して、新たに、同和問題の解決も含めその他さまざまな教育上の課題解決を図るために創設した一般対策事業であり、いわゆる同和地区や同和問題も、他の地域や教育上の諸問題と同様に事業の対象として含まれている。

対象公文書は、このような背景を持つ補助事業の実施において、補助金交付の対象となる市町に対し提出を求めているもので、補助金交付要綱に定められている、交付申請書に添付される事業計画書、事業実施計算書および収支予算書、実績報告書に添付される事業実績書、事業実施計算書および収支決算（見込）書である。

事業計画書および事業実績書には、対象となる地域の具体的な課題が示され、特別な配慮を

必要とする児童生徒の厳しい現状などが記載されている。また、事業が実施される施設名や対象となる地域名（管内区域）も記載されている。

2 非公開理由について

(1) 条例第6条第1号該当性について

本件対象公文書中の「講演者の氏名」については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものであることから、条例第6条第1号に該当し、非公開とした。

また、本件対象公文書中の「対象地域が特定できる情報」についても、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報であることから、同号に該当し、非公開とした。なお、「対象地域が特定できる情報」とは、具体的には「対象地域が特定できる地名、施設名、事業名称およびこれらが特定できる記述内容」である。

本件事業の対象となる地域は、「困難を抱える児童生徒が多く、特別な配慮を必要とすると市町が認める地域」であり、本件対象公文書には、困難を抱える児童生徒が多く、特別な配慮を必要とする「管内の現状」が具体的に記載されている。

したがって、「対象地域が特定できる情報」を公開した場合には、特定の個人を識別することはできないが、当該対象地域が「市町が公に特別な配慮を必要とすると認めた地域」ということとなり、ひいては、当該地域に在住する人々に対する偏見や差別が助長され、個人の権利利益を害するおそれがあると判断したため、条例第6条第1号に該当し、非公開としたものである。

(2) 条例第6条第6号該当性について

本件対象公文書中の「対象地域が特定できる情報」は、公にすることにより、事務事業の適正な遂行（人権教育の推進）に支障を及ぼすおそれがあるため、これらの情報を公開することにより、当該市町における人権教育の推進に影響を及ぼすおそれがあり、その結果、事業の適正な遂行に支障が生じると判断されるため、条例第6条第6号に該当し、非公開とした。

これは、その地域に在住する人々の権利利益を害するおそれがあるため、市町が補助金の交付申請を行う際に、申請を躊躇するおそれがあり、真にこの補助金を必要とする地域に対する事業実施が阻害され、実施機関が行う人権教育の推進という事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるためである。

具体的には、ある市で実施している事業では、困難を抱える児童生徒が多く特別な配慮を必要とする管内の現状が、事業計画書に非常に具体的に詳細に書かれている。

これらを公開すると、仮に施設名と管内区域を非公開としても、市町として、自らの市町内に現状として記載されているような地域があることを認めることになり、さらに公開する記述内容等から対象地域が類推できた場合には、管内の現状が明らかにされ、対象地域に在住する人々の個人の権利利益を害するおそれがある。

したがって、市町が補助事業の申請や報告において、現状をしっかりと反映しない記述内容としたり、申請自体を行わない、躊躇するというおそれがあるなど、市町のみならず、県としても、事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

第5 審査会の判断

1 審査会の判断理由

(1) 基本的な考え方について

条例の基本理念は、前文、第1条および第3条等に規定されているように、県の保有する情報は県民の共有財産であり、したがって、公開が原則であって、県は県政の諸活動を県民に説明する責務を負うものであり、県民の公文書の公開を請求する権利を明らかにすることにより、県民の県政への理解、参画を一層促進し、県民と県との協働による県政の進展に寄与しようとするものである。

しかし、県の保有する情報の中には、公開することにより、個人や法人等の正当な権利、利

益を侵害するものや、行政の適正な執行を妨げ、あるいは適正な意思形成に支障を生じさせ、ひいては県民全体の利益を損なうこととなるものもある。このため、条例では、県の保有する情報は公開を原則としつつ、例外的に公開しないこととする事項を第6条において個別具体的に定めている。

実施機関は、請求された情報が条例第6条の規定に該当する場合を除いて、その情報を公開しなければならないものであり、同条に該当するか否かについては、条例の基本理念から厳正に判断されるべきものである。

当審査会は、以上を踏まえたうえで以下のとおり判断する。

(2) 本件対象公文書について

実施機関は、市町から提出された平成19年度の子どもを支える人権のまちづくり促進事業補助金の交付申請書、変更交付申請書、実績報告書のそれぞれ添付文書を別紙のとおり本件対象公文書として特定している。

(3) 非公開理由について

実施機関は、本件対象公文書に記載されている「講演者の氏名」については、個人に関する情報であって特定の個人を識別することができることから条例第6条第1号が該当するとして該当箇所を非公開としている。

なお、審査会において本件対象公文書を見分したところ、「講演者の氏名」とは、具体的には、講演した講師の氏名およびその肩書きであることが認められた。(以下、氏名および肩書きを含めて「講演者の氏名等」という。)

また、本件対象公文書中の「対象地域が特定できる情報」については、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報であることから条例第6条第1号が該当するとして非公開としている。

これについても、審査会において本件対象公文書を見分したところ、「対象地域が特定できる情報」とは、具体的には、事業計画書等に記載されている施設名、管内区域名、困難を抱える児童生徒が多く特別な配慮を必要とする管内の現状の記述・事業の名称・対象・内容・実施場所の一部等であることが認められた。

さらに、これらの情報は、同時に、公にすることにより事務事業の適正な遂行（人権教育の推進）に支障を及ぼすおそれがあるとして、同条第6号にも該当するとしている。

これに対して審査請求人は、条例第6条第1号および第6号には該当しない旨を主張しており、以下、同条第1号および第6号の該当性について検討する。

ア 条例第6条第1号該当性について

条例第6条第1号は、公開請求された公文書に「個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合するにより、特定の個人を識別することができるものとなるものを含む。）または特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」が記録されている場合等は、原則として当該公文書を公開しないことを定めている。

なお、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの（以下「権利侵害情報」という。）とは、未公表の著作物等で、公にすれば財産権その他の個人の権利利益を害するおそれがあるものや、反省文、カルテなどのように個人の思想、信条、心身の状況などに関する情報であって個人の人格や私生活と密接に関連するものをいい、公にすると個人識別部分を除いたとしても、個人の権利利益を害するおそれがあるものを指すと解される。

この権利侵害情報は、「個人に関する情報」である以上、個人識別性はなくとも、特定の個人に関わる情報に限られると解するのが一般的な理解である。

ところで、例えば「同和地区名」のように、その名称だけでは特定の個人に関わる情報では

なく、単なる地名と捉えられる情報であっても、同和問題に関する情報とともに地区の名称が公にされる場合など、公開のされ方によっては、その地区の住民や出身者が差別を受け、当該個人の権利利益を害するおそれのある情報が存在している。

同和問題については、県が平成 18 年度に実施した「人権に関する県民意識調査」においても、結婚について 4 割の人が家柄・血筋などで判断したり、住宅の購入に際しても半数近くの人が同和地区に隣接する場合に迷うといった結果が出ており、また、差別発言や落書き等の具体的な差別事件・事象の発生も報告されている。このように差別意識が残り、差別事件が発生している現状にあつては、ある地域が、同和地区であることが公になることによって、その地域の住民や出身者が社会的差別を受け、当該個人にとって深刻な権利侵害が生じるおそれは十分認められるところである。

また、同和問題以外の困難を抱える児童生徒が多く特別な配慮を必要とする地域の状況についても、その内容によっては、当該地域の地名情報が公になることによって、当該地域住民が社会的差別を受け、当該個人にとって深刻な権利侵害が生じる場合がないとはいえない。

以上のことから、「同和地区名等の地名情報」について、個人識別性はなくとも、個人の権利利益を害するおそれがある情報として、「権利侵害情報」に該当する場合があるというべきである。ただし、「権利侵害情報」が「個人に関する情報」である以上、特定の個人に関わる情報に限られると解するのが一般的な理解であることに鑑み、「同和地区名等の地名情報」の権利侵害情報該当性は厳格に判断されなければならない。

そこで、「同和地区名等の地名情報」の権利侵害情報該当性の判断にあたっては、①「権利侵害のおそれがその地域の住民一般に等しく及び、看過できない程度であること」、②「公にすることによって、その地域が特定される情報であること」、以上 2 つの条件が満たされることを要件として判断することとする。

このことを踏まえて、実施機関の非公開理由を検討する。

(ア)「個人が特定できる情報」（講演者の氏名等）について

本件対象公文書中の「講演者の氏名等」のうち、甲賀市の事業実績書に記載されている肩書き・氏名については、条例第 6 条第 1 号の「個人に関する情報であつて特定の個人を識別することができるもの」ではあるが、公立小学校の校長であることから、同号ただし書の「ア法令もしくは条例の規定によりまたは慣行として公にされ、または公にすることが予定されている情報」に該当すると認められ、非公開とする理由がなく、氏名・肩書きとも公開が妥当である。なお、東近江市の実績報告書の事業実施計算書に 2 箇所記載されている講師の氏名については、同号ただし書きアには該当せず、実施機関の判断どおり非公開が妥当である。

(イ)「対象地域が特定できる情報」について

本件対象公文書中の「対象地域が特定できる情報」について、実施機関は、一律に、権利侵害情報であつて条例第 6 条第 1 号に該当するとして、非公開としている。しかしながら、前述したように権利侵害情報該当性の判断にあたっては、2 つの条件を満たすことが必要であり、以下、これらの該当性について検討する。

①「権利侵害のおそれがその地域の住民一般に等しく及び、看過できない程度であること」について

前述したように、差別意識の解消が十分に進んでいない現状では、対象公文書の文面から明らかにその対象地域が同和地区であることが分かる情報については、その情報が公になることによって、結婚差別や就職差別を受けるなどの看過できない程度の権利侵害のおそれが、その地域の住民一般に等しく及ぶものと考えられる。

これに対して、同和地区以外の、困難を抱える児童生徒が多く特別な配慮を必要とする地域の状況については、当審査会において本件対象公文書を見分したところ、その内容は、いずれも教育問題として一般的に取り上げられる内容の範囲を超えないものであること

が認められた。したがって、同和地区以外の、困難を抱える児童生徒が多く特別な配慮を必要とする地域の状況を公開することにより、同和地区に関する情報のように、その地域の住民一般に具体的な権利侵害が及ぶおそれがあるとまでは考えられない。

②「公にすることによって、その地域が特定される情報であること」について

当審査会において本件対象公文書を見分したところ、実施機関が「対象地域が特定できる情報」であるとして非公開とした部分には、一部対象地域が特定できない情報が存在する。

これら対象地域が特定できない情報については、地域が特定できない以上、当該地域住民への権利侵害のおそれはなく、したがって権利侵害情報該当性は認めることができない。

以上の点を踏まえて、当審査会において、公開部分、非公開部分を検討した結果、別表記載のとおり判断した。

イ 条例第6条第6号該当性について

条例第6条第6号は、公開請求された公文書に「県の機関または国、独立行政法人等、他の地方公共団体もしくは地方独立行政法人が行う事務または事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務または事業の性質上、当該事務または事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」がある情報が記録されている場合は、当該公文書を公開しないことを定めている。

なお、条例第6条第6号でいう「支障」の程度は名目的なものでは足りず、実質的なものが要求され、また「おそれ」の程度は抽象的な可能性では足りず、法的保護に値する蓋然性が要求されると解されている。

このことを踏まえて、実施機関の非公開理由を検討する。

本件における事務または事業の適正な遂行に支障を及ぼす「おそれ」は、実施機関が主張するように、特定の地域が明らかになると、その地域の個人の権利利益が侵害されることから生じる「おそれ」であり、個人の権利利益が侵害されるおそれをその根拠としていることから、条例第6条第1号に該当する情報の範囲と同条第6号に該当する情報の範囲は同じものであると判断できる。

したがって、同条第1号に該当する部分以外の「対象地域が特定できる情報」については、同条第6号にも該当せず、この点においても公開が妥当である。

なお、審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

以上により「第1 審査会の結論」のとおり判断するものである。

2 審査会の経過

当審査会は、本件審査請求について、次のとおり調査審議を行った。

年 月 日	審 査 の 内 容
平成20年9月9日	・実施機関から諮問を受けた。
平成20年10月14日	・実施機関から理由説明書の提出を受けた。
平成21年5月26日 (第171回審査会)	・諮問案件について、資料に基づき、事務局から説明を受けた。
平成21年6月30日 (第172回審査会)	・諮問案件の審議を行った。

平成21年 7 月24日 (第173回審査会)	・ 諮問案件の審議を行った。
平成21年 8 月25日 (第174回審査会)	・ 実施機関から公文書一部公開決定について口頭説明を受けた。
平成21年10月19日 (第175回審査会)	・ 諮問案件の審議を行った。
平成22年 2 月12日 (第179回審査会)	・ 諮問案件の審議を行った。
平成22年 3 月19日 (第180回審査会)	・ 諮問案件の審議を行った。

別紙

実施機関が特定した公文書

- 1 「平成 19 年度子どもを支える人権のまちづくり促進事業補助金の対象地域と計画書、実績書、収支決算書等補助金の使途が分かる一切の書類」（本件対象公文書）

公文書名	該当市町名	備 考
【1 補助金交付申請書に添付された文書】 ・事業計画書（総括表） ・各事業実施地域ごとの事業計画書 ・各事業実施計算書（市町ごと、実施地域ごと等）	長浜市、草津市、栗東市、 甲賀市、野洲市、湖南市、 東近江市、米原市、安土町 、豊郷町、甲良町、虎姫町 、木之本町	
【2 補助金変更交付申請書に添付された文書】 ・事業計画書（総括表） ・各事業実施地域ごとの事業計画書 ・各事業実施計算書（市町ごと、実施地域ごと等）	長浜市、草津市、湖南市、 東近江市、安土町、豊郷町	
【3 補助金実績報告書に添付された文書】 ・事業実績書（総括表） ・各事業実施地域ごとの事業実績書 ・各事業実施計算書（市町ごと、実施地域ごと等） ・各市町の収支決算（見込み）書	長浜市、草津市、栗東市、 甲賀市、野洲市、湖南市、 東近江市、米原市、安土町 、豊郷町、甲良町、虎姫町 、木之本町	

- 2 「地域改善対策修学奨励資金の償還業務等の目的で滋賀県が把握する同和地区の場所が分かる書類」

※「審査会が公開すべきと判断した部分」欄について

- ※「判断理由」欄の記号は以下のとおり

- 1 補助金交付申請書に添付された文書

9

事業実施計算書 (市総括分)	「積算の基礎」欄の金額を除く部分	—	原処分 妥当
各事業実施地域 ごとの事業計画 書	・施設名、管内区域、「①管内の現状」の記述 部分すべて ・「②現状と課題」の一部 ・「事業の内容」表中、対象欄・内容欄・実施場 所欄の一部	・「①管内の現状」(4 事業目の 1 行 目 38～41 文字目を除く)の非公開部 分 ・「②現状と課題」の非公開部分	②
各事業実施計算 書	「市町名」欄、「積算の基礎」欄の一部	・4 事業目「積算の基礎」欄の 1 個所	②
栗東市分			
事業計画書(総 括表)	なし		
事業実施地域の 事業計画書	・施設名、管内区域、「①管内の現状」の記述 部分すべて ・「②現状と課題」の一部 ・「事業の内容」表中、実施場所欄すべて	・「①管内の現状」の非公開部分	②
事業実施計算書	なし		
甲賀市分			
事業計画書(総 括表)	「事業(集会等)の名称」欄のうち、各事業の 1 行目および〇〇〇人権学習会、体験学習事 業(〇〇〇)	—	原処分 妥当
事業実施計算書 (市総括分)	「積算の基礎欄」の一部	—	原処分 妥当
各事業実施地域 ごとの事業計画 書	・施設名、管内区域、「①管内の現状」の記述 部分すべて ・「②現状と課題」および「③方針」の一部 ・「事業の内容」表中、名称欄・対象欄・内容 欄・実施場所欄・期待すること欄の一部	・「①管内の現状」の非公開部分 ・「②現状と課題」および「③方針」(7 事業目除く)の非公開部分 ・「事業の内容」表中、対象欄(7 事業 目除く)・内容欄・期待すること欄の非 公開部分	②
各事業実施計算 書	市町村名:甲賀市(〇〇〇)	—	原処分 妥当
野洲市分			
事業計画書(総 括表)	「事業(集会等)の名称」欄の下2行	—	原処分 妥当
各事業実施地域 ごとの事業計画 書	・施設名、管内区域、「①管内の現状」の記述 部分すべて ・「②現状と課題」および「③方針」の一部 ・「事業の内容」表中、名称欄・対象欄・内容 欄・実施場所欄・期待すること欄の一部	・「①管内の現状」(2 事業目の 1 行目 1～45 文字目を除く)の非公開部分 ・「②現状と課題」および「③方針」(2 事業目の 3 個所目を除く)の非公開 部分 ・「事業の内容」表中、実施場所欄の 1 事業目の 1 個所目・2 事業目の 2	②

		個所目	
各事業実施計算書	・市町村名:野洲市(〇〇〇) ・「積算の基礎」欄の一部	—	原処分 妥当
湖南市分			
事業計画書(総括表)	「事業(集会等)の名称」欄の子育て支援事業、(夏)を除くすべて	「事業(集会等)の名称」欄の非公開部分	②
事業実施計算書(市総括分)	「積算の基礎」欄の金額を除く部分	「積算の基礎」欄の3、5、7、13、15、17 個所目	②
各事業実施地域ごとの事業計画書	・施設名、管内区域、「①管内の現状」の記述部分すべて ・「事業の内容」表中、名称欄・対象欄・実施場所欄の一部	・3、5～7 事業目の施設名および管内区域、「①管内の現状」の非公開部分 ・「事業の内容」表中、名称欄の非公開部分、実施場所欄(3、5～7 事業目)	①②
各事業実施計算書	・市町村名:湖南市(〇〇〇) ・「積算の基礎」欄の一部	・「市町村名」欄(3、5～7 事業目) ・「積算の基礎」欄(2 事業目を除く)の非公開部分	②
東近江市分			
事業計画書(総括表)	「事業(集会等)の名称」欄のうち、各事業の2 行目すべて	「事業(集会等)の名称」欄(6、7 事業 目を除く)の非公開部分	①
各事業実施地域ごとの事業計画書	・施設名、管内区域、「①管内の現状」の記述 部分すべて ・「②現状と課題」の一部 ・「事業の内容」表中、対象欄・内容欄・実施場 所欄・期待すること欄の一部	・4 事業目を除く施設名および管内区 域、「①管内の現状」の非公開部分 ・「②現状と課題」の非公開部分 ・「事業の内容」表中(4 事業目の内 容欄の2 個所目および実施場所欄の 2、3 個所目を除く)の非公開部分	①
各事業実施計算書	施設名	施設名(4 事業目を除く)	①
米原市分			
事業計画書(総括表)	なし		
事業実施計算書(市総括分)	「積算の基礎」欄の一部	「積算の基礎」欄の2 個所目	①
各事業実施地域ごとの事業計画書	・施設名、指定管理者、管内区域、「①管内の 現状」の記述部分すべて ・「②現状と課題」の一部 ・「事業の内容」表中、内容欄・実施場所欄の 一部	・2 事業目の施設名および管内区 域、「①管内の現状」の非公開部分 ・2 事業目の「事業の内容」表中の非 公開部分	①
各事業実施計算書	施設名	2 事業目の施設名	①
安土町分			

事業計画書(総括表)	なし		
事業実施地域の事業計画書	・施設名、管内区域、「①管内の現状」の記述部分すべて ・「事業の内容」表中、実施場所欄	・すべての非公開部分	①②
事業実施計算書	なし		
豊郷町分			
事業計画書(総括表)	なし		
事業実施地域の事業計画書	・施設名、管内区域、「①管内の現状」の記述部分すべて	・「①管内の現状」の非公開部分	②
各事業実施計算書	「積算の基礎」欄の一部	—	原処分 妥当
甲良町分			
事業計画書(総括表)	市町村名	市町村名	①
事業実施地域の事業計画書	・施設名、管内区域、「①管内の現状」の記述部分すべて ・「②現状と課題」の一部 ・「事業の内容」表中、対象欄・実施場所欄の一部	・すべての非公開部分	①
事業実施計算書	なし		
虎姫町分			
事業計画書(総括表)	なし		
事業実施地域の事業計画書	・施設名、管内区域、「①管内の現状」の記述部分すべて ・「②現状と課題」の一部 ・「事業の内容」表中、実施場所欄	・すべての非公開部分	②
事業実施計算書	なし		
木之本町分			
事業計画書(総括表)	「事業(集会等)の名称」欄の1事業目の1行目および○○○学習会	—	原処分 妥当
事業実施地域の事業計画書	・施設名、管内区域、「①管内の現状」の記述部分すべて ・「②現状と課題」および「③方針」の一部	・管内区域、「①現状の変化」の非公開部分 ・「②現状と課題」および「③方針」の非公開部分	②

	・「事業の内容」表中、名称欄・実施場所欄の一部	・「事業の内容」表中、実施場所欄の3、9 個所目	
事業実施計算書	・「積算の基礎」欄の一部	—	原処分 妥当

2 補助金変更交付申請書に添付された文書

文書名	原処分で非公開とされた部分	審査会が公開すべきと判断した部分	判断理由
長浜市分			
事業計画書(総括表)	「事業(集会等)の名称」欄すべて(「事業」除く)	「事業(集会等)の名称」欄1行目および「〇〇事業」を除く非公開部分	①
各事業実施地域ごとの事業計画書	○1事業目 ・施設名、管内区域、「①管内の現状」の記述部分すべて ・「②現状と課題」および「③方針」の一部 ・「事業の内容」表中、名称欄・対象欄・内容欄・実施場所欄・期待すること欄の一部 ○【教育指導課】分の3事業 ・施設名、管内区域、「①管内の現状」の記述部分すべて ・「②現状と課題」の「〇〇〇に関して」の部分 ・「事業の内容」表中、名称欄のすべて、対象欄・内容欄・実施場所欄の一部	○1事業目 ・「①管内の現状」(9行目12～15文字目を除く)の非公開部分 ・「②現状と課題」の1個所目の1～6文字目、3～5個所目、「③方針」の2個所目 ・「事業の内容」表中、名称欄の1個所目の1～6文字目、実施場所欄の3個所目 ○【教育指導課】分の3事業の非公開部分すべて	② ①
各事業実施計算書	「積算の基礎」欄の一部	○「積算の基礎」欄(1事業目の3、4個所目を除く)の非公開部分	②
草津市分			
事業計画書(総括表)	「事業(集会等)の名称」欄の右側すべて	—	原処分妥当
各事業実施地域ごとの事業計画書	・施設名、管内区域、「①困難を抱える児童生徒が多く特別な配慮を必要とする管内の現状の変化」(以下「①現状の変化」という。)および「①管内の現状」の記述部分すべて ・「②現状と課題」の一部 ・「事業の内容」表中、対象欄・内容欄・実施場所欄の一部	下記(1)、(2)を除く非公開部分 (1) 施設名、管内区域、4事業目の「①管内の現状」の1行目38～41文字目 (2) 「事業の内容」表中、対象欄(1事業目の3個所目および2事業目の2個所目を除く)・内容欄(1事業目の2個所目を除く)・実施場所欄の非公開部分	②
事業実施計算書(市総括分)	市町名、「積算の基礎」欄の金額を除く部分	市町名	②
各事業実施計算書	「市町名」欄、「積算の基礎」欄の一部	・1事業目「積算の基礎」欄の1個所	②
湖南市分			

事業計画書(総括表)	「事業(集会等)の名称」欄の一部	「事業(集会等)の名称」欄(5、9～16 個所目)	①
事業実施計算書(市総括分)	「積算の基礎」欄の金額を除く部分	「積算の基礎」欄(3、5、7、10、11、13 個所目)	①
各事業実施地域ごとの事業計画書	・施設名、管内区域、「①管内の現状」の記述部分すべて ・「事業の内容」表中、名称欄・対象欄・実施場所欄の一部	・3、5～7 事業目の施設名および管内区域、「①管内の現状」の非公開部分 ・「事業の内容」表中、名称欄の非公開部分、実施場所欄(3、5～7 事業目)	①②
各事業実施計算書	・市町村名:湖南市(〇〇〇) ・「積算の基礎」欄の一部	・「市町村名」欄(3、5～7 事業目) ・「積算の基礎」欄の非公開部分	①
東近江市分			
事業計画書(総括表)	「事業(集会等)の名称」欄のうち、各事業の2 行目すべて	「事業(集会等)の名称」欄(6、7 事業目を除く)の非公開部分	①
各事業実施地域ごとの事業計画書	・施設名、管内区域、「①管内の現状」の記述部分すべて ・「②現状と課題」の一部 ・「事業の内容」表中、対象欄・内容欄・実施場所欄の一部	・施設名および管内区域(3 事業目を除く)、「①管内の現状」および「②現状と課題」の非公開部分 ・「事業の内容」表中(3 事業目の実施場所欄の1 個所を除く)の非公開部分	①
各事業実施計算書	施設名、2 事業目の施設名(標題)該当部分および「積算の基礎」欄の3 個所	・施設名(3 事業目を除く)および「積算の基礎」欄(2 事業目の2 個所目を除く)の非公開部分	①
安土町分			
事業計画書(総括表)	なし		
事業実施地域の事業計画書	・施設名、管内区域、「①管内の現状」の記述部分すべて ・「事業の内容」表中、実施場所欄	すべての非公開部分	①②
事業実施計算書	なし		
豊郷町分			
事業計画書(総括表)	なし		
事業実施地域の事業計画書	・施設名、管内区域、「①管内の現状」の記述部分すべて	・「①管内の現状」の記述部分すべて	②
各事業実施計算書	「積算の基礎」欄の一部	—	原処分 妥当

3 補助金実績報告書に添付された文書

文書名	原処分で非公開とされた部分	審査会が公開すべきと判断した部分	判断理由
長浜市分			
事業実績書(総括表)	「事業(集会等)の名称」欄すべて(「事業」除く)	「事業(集会等)の名称」欄1行目および「〇〇〇事業」を除くすべて	①
各事業実施地域ごとの事業実績書	○【教育指導課】分の4事業 ・施設名、管内区域、「①困難を抱える児童生徒が多く特別な配慮を必要とする管内の現状の変化」(以下「①現状の変化」という。)の記述部分すべて ・「②取り組みの成果」の「〇〇〇に関して」の部分 ・「事業の内容」表中、名称欄、対象欄・内容欄・実施場所欄の一部 ○その他の1事業 ・施設名、管内区域、「①現状の変化」の記述部分すべて ・「②取り組みの成果」および「③今後の方針等」の一部 ・「事業の内容」表中、名称欄・対象欄・内容欄・実施場所欄・事業実施による成果(以下「成果」という。)欄の一部	○【教育指導課】分の4事業の非公開部分すべて ○その他の1事業 ・「①管内の現状」(9行目12～15文字目を除く)の非公開部分 ・「②取り組みの成果」の1個所目の1～6文字目、3～5個所目、「③今後の方針等」の2個所目 ・「事業の内容」表中、名称欄の1個所目の1～6文字目、実施場所欄の3個所目	①
各事業実施計算書	「積算の基礎」欄の一部	「積算の基礎」欄(その他の1事業の3、4個所目を除く)の非公開部分	②
収支決算書	支出の部の目欄の1個所	—	原処分妥当
草津市分			
事業実績書(総括表)	「事業(集会等)の名称」欄の右側すべて	—	原処分妥当
事業実施計算書(市総括分)	「積算の基礎」欄の金額を除く部分	—	原処分妥当
各事業実施地域ごとの事業実績書	・施設名、管内区域、「①現状の変化」の記述部分すべて ・「②取り組みの成果」の一部 ・「事業の内容」表中、対象欄・内容欄・実施場所欄の一部	・「①現状の変化」(3事業目の1行目の38～41文字目を除く)の非公開部分 ・「②取り組みの成果」の非公開部分 ・「事業の内容」表中、対象欄(1事業目3、6、8個所目)、内容欄(1事業目2個所目)、実施場所欄(1事業目1個所目)	②

各事業実施計算書	「市町名」欄、「積算の基礎」欄の一部	・3事業目「積算の基礎」欄の1箇所	②
収支決算書	なし		
栗東市分			
事業実績書(総括表)	なし		
事業実施地域の事業実績書	・施設名、管内区域、「①現状の変化」の記述部分すべて ・「事業の内容」表中、実施場所欄の一部	・「①現状の変化」の非公開部分	②
事業実施計算書	なし		
歳入歳出決算(見込み)書	歳出の目	—	原処分 妥当
甲賀市分			
事業実績書(総括表)	「事業(集会等)の名称」欄のうち、各事業の1行目および〇〇〇人権学習会、9事業目の2行目	—	原処分 妥当
各事業実施地域ごとの事業実績書	・施設名、管内区域、「①現状の変化」の記述部分すべて ・「②取り組みの成果」および「③今後の方針等」の一部 ・「事業の内容」表中、名称欄・対象欄・内容欄・実施場所欄・成果欄の一部	・「①現状の変化」(3事業目の1行目1～5文字目、10行目11～15文字目、7事業目の1行目4、5、21、22、24、25文字目を除く)の非公開部分 ・「②取り組みの成果」および「③今後の方針」の非公開部分 ・「事業の内容」表中、対象欄(5事業目除く)および内容欄の非公開部分、6事業目の実施場所欄の4箇所目、成果欄の非公開部分	②
各事業実施計算書	市町村名、積算の基礎欄の一部	積算の基礎欄(4事業目の1箇所を除く)の非公開部分	②
収支決算(見込)書	なし		
野洲市分			
事業実績書(総括表)	「事業(集会等)の名称」欄の下2行	—	原処分 妥当
各事業実施地域ごとの事業実績書	・施設名、管内区域、「①現状の変化」の記述部分すべて ・「②取り組みの成果」の一部 ・「事業の内容」表中、名称欄・対象欄・内容欄・実施場所欄の一部	・「①現状の変化」の非公開部分 ・1事業目「②取り組みの成果」の非公開部分 ・「事業の内容」表中、実施場所欄(1事業目の1箇所目、2事業目の2箇所目)	②
各事業実施計算書	・2事業目の市町村名:野洲市(〇〇〇) ・2事業目の「積算の基礎」欄の一部	—	原処分 妥当

収支決算(見込)書	支出の部の目欄	—	原処分 妥当
湖南市分			
事業実績書(総括表)	「事業(集会等)の名称」欄の一部	「事業(集会等)の名称」欄の5、8～15 個所目	①
事業実施計算書(市総括分)	「積算の基礎」欄の金額を除く部分	「積算の基礎」欄の3、5、7、9、11、13 個所目	①
各事業実施地域ごとの事業実績書	・施設名、管内区域、「①現状の変化」の記述部分すべて ・「②取り組みの成果」および「③今後の方針等」の一部 ・「事業の内容」表中、名称欄・対象欄・実施場所欄の一部	・3、5～7 事業目の施設名・管内区域 ・「①現状の変化」(2 事業目の1 行目35～38 文字目を除く)の非公開部分 ・「②取り組みの成果」および「③今後の方針等」の非公開部分 ・「事業の内容」表中、名称欄、3、5～7 事業目の実施場所欄	①②
各事業実施計算書	・市町村名:湖南市(〇〇〇) ・「積算の基礎」欄の一部	・3、5～7 事業目の「市町村名」欄 ・「積算の基礎」欄の非公開部分	①
歳入歳出収支決算書	歳出の目欄 1 個所	歳出の目欄 1 個所	②
東近江市分			
事業実績書(総括表)	「事業(集会等)の名称」欄のうち、各事業の2 行目すべて	「事業(集会等)の名称」欄(6、7 事業目を除く)の非公開部分	①
事業実施計算書(市総括分)	「積算の基礎」欄の一部	「積算の基礎」欄(3、6 個所目を除く)の非公開部分	①
各事業実施地域ごとの事業実績書	・施設名、管内区域、「①現状の変化」の記述部分すべて ・「事業の内容」表中、対象欄・内容欄・実施場所欄の一部	・施設名および管内区域(3 事業目を除く)、「①管内の現状」の非公開部分 ・「事業の内容」表中の非公開部分	①
各事業実施計算書	施設名、2 事業目の施設名(標題)該当部分および積算の基礎の2 個所	3 事業目の施設名を除く非公開部分	①
収支決算書	なし		
米原市分			
事業実績書(総括表)	なし		
事業実施計算書(市総括分)	「積算の基礎」欄の一部	「積算の基礎」欄の2 個所目	①
各事業実施地域ごとの事業実績書	・施設名、管内区域、「①現状の変化」の記述部分すべて ・「②取り組みの成果」および「③今後の方針等」の一部 ・「事業の内容」表中、内容欄・実施場所欄の一	・2 事業目の施設名および管内区域 ・「①現状の変化」の非公開部分 ・2 事業目の「②取り組みの成果」および「③今後の方針等」の非公開部分 ・2 事業目の「事業の内容」表中の非	①

	部	公開部分	
各事業実施計算書	施設名	2事業目の施設名	①
収支決算書	支出の部の内訳2箇所	支出の部の内訳の2箇所目	①
安土町分			
事業実績書(総括表)	なし		
事業実施地域の事業実績書	・施設名、管内区域、「①現状の変化」の記述部分すべて ・「事業の内容」表中、実施場所欄	・すべての非公開部分	①
事業実施計算書	なし		
収支決算書	なし		
豊郷町分			
事業実績書(総括表)	なし		
事業実施地域の事業実績書	・施設名、管内区域、「①現状の変化」の記述部分すべて	・「①現状の変化」の非公開部分	②
事業実施計算書	なし		
収支決算書	支出の部の目欄	—	原処分 妥当
甲良町分			
事業報告書(総括表)	なし		
事業実施地域の事業実績書	・施設名、管内区域、「①現状の変化」の記述部分すべて ・「事業の内容」表中、対象欄・実施場所欄の一部	・すべての非公開部分	①
事業実施計算書	なし		
収支決算書	支出の部の目欄	非公開部分	①
虎姫町分			
事業実績書(総括表)	なし		

事業実施地域の事業実績書	・施設名、管内区域、「①現状の変化」の記述部分すべて ・「②取り組みの成果」の一部 ・「事業の内容」表中、実施場所欄	・すべての非公開部分	②
事業実施計算書	なし		
収支決算（見込）書抄本	支出の部の目欄	非公開部分	②
木之本町分			
事業実績書（総括表）	「事業（集会等）の名称」欄の1事業目の1行目 および〇〇〇学習会	—	原処分 妥当
事業実施地域の事業実績書	・施設名、管内区域、「①現状の変化」の記述部分すべて ・「②取り組みの成果」および「③今後の方針」の一部 ・「事業の内容」表中、名称欄・実施場所欄の一部	・管内区域、「①現状の変化」の非公開部分 ・「事業の内容」表中、実施場所欄の1個所目の7～12文字目、4個所目1～5文字目、8個所目	②
事業実施計算書	・「積算の基礎」欄の一部	—	原処分 妥当
収支決算書	支出の部の目欄	—	原処分 妥当